

# **携帯電話用周波数の再割当てに係る 円滑な移行に関するタスクフォース**

## **報告書(案)**

**令和4年11月**

# 目次

序章 検討の経緯 .....	3
第1章 周波数の再割当制度 .....	4
1－1 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設 .....	4
1－2 従来の周波数再編と周波数の再割当制度の違い .....	11
第2章 再割当てにおける基本的な考え方 .....	12
2－1 開設指針制定の要否の検討にあたっての考え方 .....	12
2－2 周波数移行を行う際の考え方 .....	14
第3章 移行期間の考え方 .....	15
3－1. 移行期間の基本的な考え方 .....	15
(1) 標準的な移行期間 .....	15
(2) 標準的な移行期間を超える場合 .....	15
3－2. 標準的な移行期間を超える場合の措置 .....	16
(1) 移行期間を設定するための措置 .....	16
(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置 .....	16
3－3. プラチナバンドにおける移行期間の基本的な考え方 .....	17
(1) プラチナバンドにおける移行期間の考え方 .....	17
(2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置 .....	23
(3) 競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行 .....	23
第4章 移行費用と負担の在り方 .....	25
4－1. 移行費用の負担の基本的な考え方 .....	25
(1) 費用負担の基本的な考え方 .....	25
(2) 終了促進措置の活用 .....	25
4－2. プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方 .....	27
(1) レピータ交換 .....	27
(2) 基地局の増強 .....	27
(3) 基地局の受信フィルタの挿入等 .....	27
第5章 その他留意事項 .....	29
5－1 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進 .....	29
5－2 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立 .....	29
5－3 新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組 .....	30

## 序章 検討の経緯

「新たな日常」の確立や経済活動の維持・発展に必要な社会全体のデジタル変革が今後一層進んでいくことが見込まれることを背景に、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策について包括的な検討を行うため、令和2年(2020年)11月から、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」(座長:三友仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)(以下「懇談会」という。)が開催され、令和3年(2021年)8月に報告書が取りまとめられた。

この中で、携帯電話等の周波数の再割当制度については、電波の有効利用を促進する観点から周波数の固定化に対応するため、開設計画の認定の有効期間が終了した割当て済みの周波数について、それぞれ既存免許人の周波数の使用期限を設定し、比較審査で周波数を再割当てる仕組みを導入する必要があるとの提言がなされた。

また、プラチナバンドの周波数の再割当については、「新たな周波数の再割当手続において、仮に既存免許人の保有する周波数を分割して再割当てを実施し、その結果、新たな認定開設者に周波数が移行する場合には、既存免許人の基地局へのフィルタの挿入・レピータの交換などの工事の必要性及び工事期間並びに利用者への影響及び5Gなどの整備の遅れに係る既存免許人の懸念などの個別の課題が指摘されていることから、令和3年(2021年)夏から早急に更なる検討の深掘りを行い、新たな再割当ルールの下で、終了促進措置の実施に向けた規定を開設指針の中に反映していくことが必要である。」と指摘されている。

携帯電話用周波数の再割当に係る円滑な移行に関するタスクフォース(主任:相田仁 東京大学大学院工学系研究科 教授)(以下「タスクフォース」という。)は、再割当を行う際の課題について更なる検討を行うため、令和4年(2022年)2月、移動通信システム等制度ワーキンググループの下に設けられた。

本報告書は、令和4年2月から同年11月にかけて15回の会合を開催し、携帯電話事業者からのヒアリングを行いながら、再割当を要望のあったプラチナバンドを念頭に、競願の申出が行われ開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について、検討を行った結果を取りまとめたものである。

## 第1章 周波数の再割当制度

### 1－1 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設

現在の特定基地局開設計画の認定制度は、開設計画の認定期間中はその周波数を排他的に利用することができるが、認定の有効期間終了後も、再免許を繰り返すことで、事実上、周波数を継続的に利用することが可能となっている。このため、既存免許人による周波数の有効利用が不十分であっても継続的な周波数利用が可能となる、既存免許人以外の事業者（新規参入希望者を含む。）が割当て済みの周波数獲得に手を挙げることができない、などの課題が指摘されていた。

懇談会報告書における周波数の再割当の仕組みの導入に関する提言等を踏まえ、「電波監理審議会の機能強化」や「携帯電話等の周波数の再割当制度の創設」などを盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」が先の通常国会に提出され、令和4年6月に可決、成立し、同年10月1日に施行された。

電波の有効利用の程度の評価については、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたが、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、電波監理審議会の機能強化として、電波監理審議会が行うこととされた。また、電波監理審議会が総務大臣に対し有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能とともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について電波監理審議会への報告を義務付けている。

再割当制度では、携帯電話等の電気通信業務用基地局が使用している周波数について、次の場合<sup>1</sup>に再割当が可能となる。

- ① 電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき
- ② 開設指針制定の申出（以下「競願の申出」という。）を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したとき

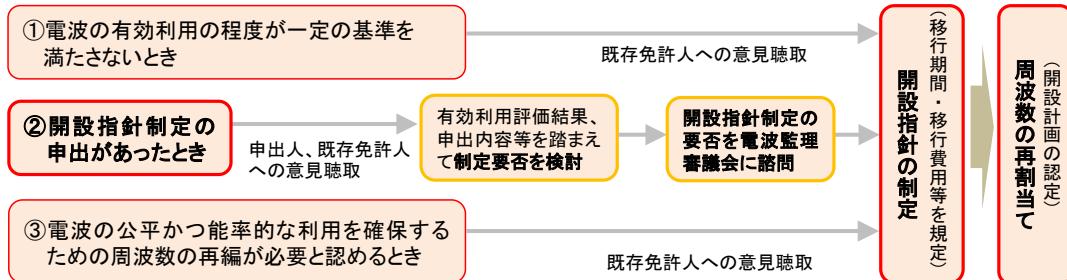
---

<sup>1</sup> 電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）による改正後の電波法（以下「改正電波法」という。）第27条の12第2項第1号～第3号

①既設電気通信業務用基地局の使用周波数の電波の有効利用の程度が一定の基準を満たしていないと認めるとき[第1号]  
②開設指針を制定すべきことの申出を受け、当該申出に係る開設指針を定める必要がある旨を総務大臣が決定したとき[第2号]  
③電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、既設電気通信業務用基地局の使用周波数の再編を行い、新たな特定基地局の開設を図ることが必要であると認めるととき[第3号]

③ 電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、携帯電話周波数等の再編が必要と総務大臣が認めるとき

- 携帯電話等の周波数について、次の①～③のいずれかの場合に再割当ができるようとする。



図表 1:再割当制度における開設計画認定までの流れ

競願の申出を行う際は、「有効利用評価を踏まえた電波の有効利用の程度の見込みに関する事項」等について申出を行うこととされており、また、開設指針制定の要否の決定を行う際は、総務大臣は、「申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果」等を勘案して、開設指針の制定の要否を決定する<sup>2</sup>とされている。このため、競願の申出による再割当については、「電波監理審議会が行う有効利用評価の結果」が必要となる。競願の申出事項、開設指針制定の要否の勘案事項は、図表 2 のとおりである。

図表 2:競願の申出事項、要否の勘案事項

申請事項	<p>イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>ロ 当該特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲</p> <p>ハ 当該特定基地局が使用する周波数</p> <p>ニ 当該申出に係る次条第一項に規定する通信系に含まれる当該特定基地局の総数並びにそれぞれの当該特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期</p> <p>木 電波の能率的な利用を確保するための技術であって、当該特定基地局の無線設備に用いる予定のもの</p> <p>ヘ 当該申出に係る特定基地局の通信の相手方である移動する無線局が使用する周波数に関する事項</p> <p>ト 欠格事由の該当の有無に関する事項</p> <p>チ 有効利用評価を踏まえた電波の有効利用の程度の見込みに関する事項</p> <p>リ 電気通信事業者としての登録又は登録申請に関する事項</p>
------	--

<sup>2</sup> 改正電波法第 27 条の 13 第2項

	<p>ヌ 申出人の財務に関する事項※ 等 (イ～ホは法律事項、ヘ～ヌは省令事項)</p>
開設指針 制定の要否の勘案 事項	<p>イ 申出に係る周波数に係る有効利用評価の結果 □ 申出人が開設を希望する特定基地局による周波数の電波の有効利用の程度の見込み ハ 申出人の電気通信事業者としての登録又はその見込み ニ 申出人の財務の状況 ホ 申出に係る特定基地局の開設時期が申出に係る周波数に係る認定計画の認定の有効期間の満了日後であるか否か ヘ (申出に係る周波数以外の周波数等の)既設電気通信業務用基地局が使用している周波数の電波の有効利用の程度 ト 申出に係る周波数に係る認定計画(申出が、認定計画の最終年度の実績を評価(認定期間の満了する年度の翌年度評価)するまでの場合に限る。) (イ・ロは法律事項、ハ～トは省令事項)</p>

電波監理審議会が有効利用評価を行う際の周波数有効利用の程度を評価するための方針については、令和4年(2022年)9月28日の電波監理審議会において決定されており、周波数帯、免許人毎に、電気通信業務用基地局の数、人口カバー率、面積カバー率等が評価事項とされた(図表3)。令和4年10月には、電波監理審議会の下に「有効利用評価部会」が設置され、有効利用評価に関する検討が開始されたところである。

また、改正電波法では、再割当てに係る開設指針制定の手続保障が規定されており、開設指針の制定までに既存免許人等に対して意見聴取を経ている。図表4は、再割当制度における再割当てが可能となる3つの場合における開設指針制定までの法律上の手続きをまとめたものである。

認定の有効期間が満了した周波数帯等の評価（定量評価）			
評価事項	実績評価		進捗評価
1 電気通信業務用基地局の数 (800MHz帯及び2GHz帯を除く)	絶対評価	基地局の数が認定計画値以上であるか(B評価)否か(D評価)	1～3を踏まえた総合的な評価 (前年度比)
2 人口カバー率	絶対評価	以下の「2 人口カバー率」のとおり	
3 面積カバー率	相対評価	以下の「3 面積カバー率」のとおり	
4 無線局の行う無線通信の通信量	絶対評価	評価区域内の全ての都道府県において、毎日トラヒックがあるか(B評価)否か(D評価)	前年度比
5 技術導入状況	絶対評価	評価区域内の全ての都道府県において、CA、MIMO若しくはQAMのいずれか又はそれらの代替技術を導入し、電波を能率的に利用しているか(B評価)否か(D評価)	前年度比
総合的な評価（3を除く）	絶対評価	以下の「6 総合的な評価」のとおり	

**2 人口カバー率** 評議基準における人口カバー率は、評議会におけるメッシュ内の人口の合計に対する、メッシュ（伝令が可能となる区域）の面積が当該メッシュの面積の2分の1を超えるものに限る。内の人口の合計割合を1つ、伝令が可能となる区域の面積を2つ、評議会における人口カバー率を3つとする。

	<b>SS</b>	<b>S</b>	<b>A</b>	<b>B</b>	<b>C</b>	<b>D</b>	(参考) 開設指針における絶対審査基準
<b>800MHz</b>	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	-
<b>900MHz</b>	100%	95%以上	90%以上	85%以上	80%以上	80%未満	総合通信局の管轄区域ごとの特定基地局の(市町村)人口カバー率が全て80%以上。(平成30年度末)

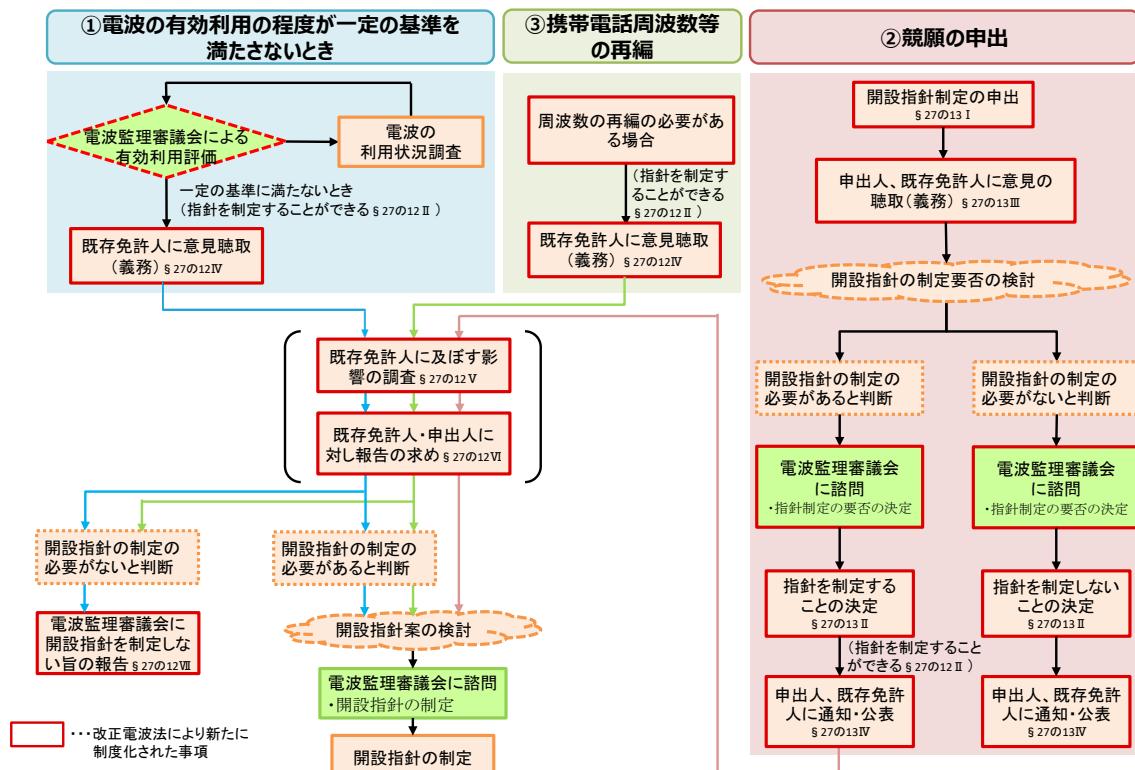
3 面積カバー率	SS	S	A	B	C	D
-	周波数帯平均値※の 110%以上である。	周波数帯平均値の 90%以上110%未満である。	周波数帯平均値の 70%以上90%未満である。	周波数帯平均値の 70%未満である。	-	-

※ 周波数帯ごとに利用状況調査の結果における各免許人の値を合計して免許人の数で除した値

6 総合的な評価	S	A	B	C	D
2(人口カバー率)の評価がSS又はSである。	2(人口カバー率)の評価がAである。	2(人口カバー率)の評価がBである。	2(人口カバー率)の評価がCである。	1(基地局の数)、2(人口カバー率)、4(通信量)又は5(技術導入状況)のいずれかの評価がDである。	

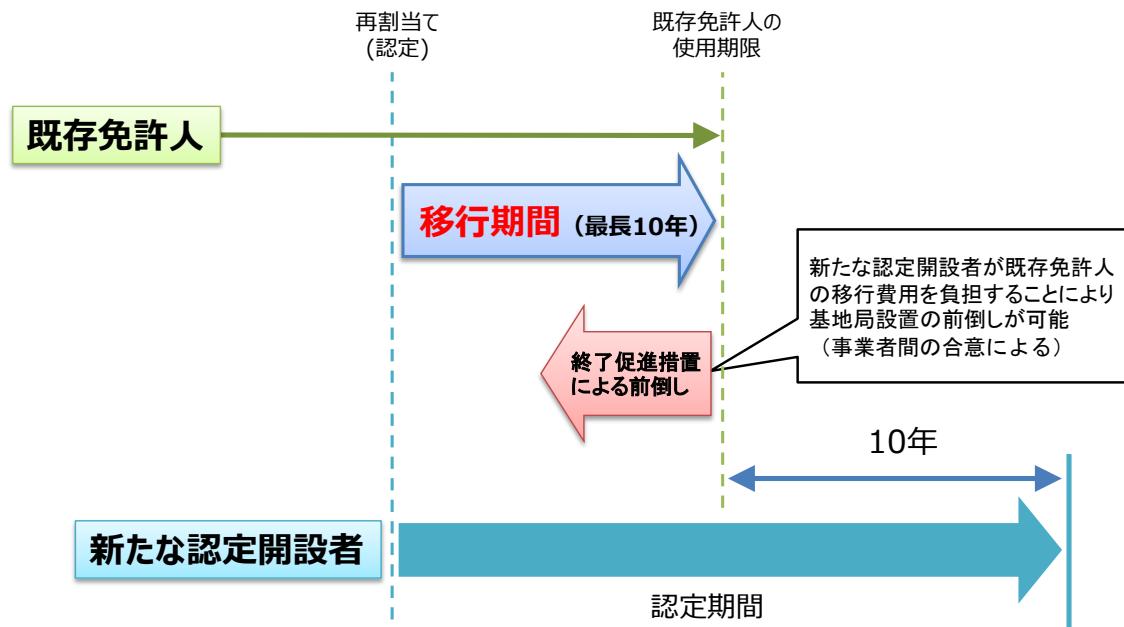
※令和4年9月28日の電波監理審議会において、電波の有効利用評価を行うための「有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針」を決定。

図表 3:有効利用評価方針の概要(電気通信業務用基地局)



図表 4:再割当てに係る開設指針制定までの流れ

なお、今回の電波法の改正により開設計画の認定の有効期間が10年に延長<sup>3</sup>されることに伴い、移行期間も最大10年に延長された。これにより、再割当てに係る開設計画の認定期間は、「移行期間+10年」となる(図表5)。なお、再割当てに係る既存免許人が使用している無線局の周波数の使用期限については、開設指針で個別に定められる<sup>4</sup>こととなる。



図表5:再割当ての実施イメージ(新たな事業者が認定された場合)

移行費用については、割当てが行われた際に、新たな認定開設者が定められた周波数の使用期限を前倒して、既存免許人の周波数移行を促進することができるよう、再割当てにおいても終了促進措置を活用することが可能<sup>5</sup>とされている。

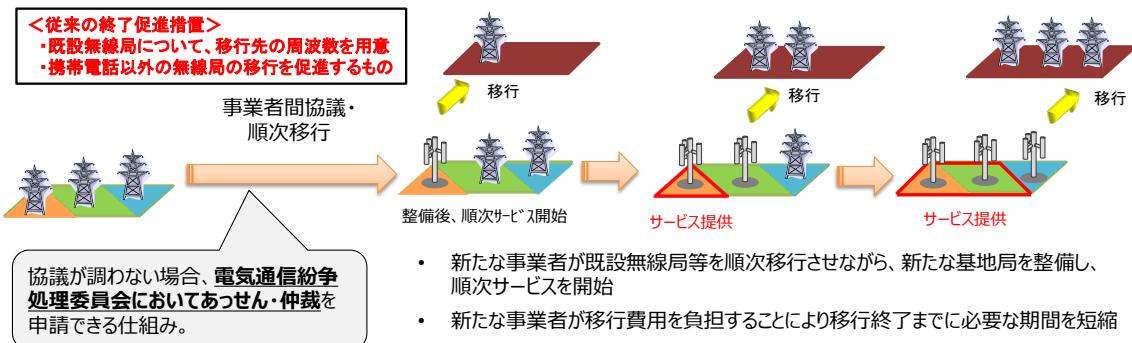
終了促進措置の具体的な活用方針については、割当て毎に開設指針に定められることになる。従来行われてきた終了促進措置は、図表6のとおり、移行先の周波数が確保された異なる無線システム間の周波数移行を促進するもので

<sup>3</sup> 改正電波法第27条の14第7項 周波数の再割当ては、既設電気通信業務用基地局の免許人の事業運営や投資インセンティブに与える影響が大きいことから、再割当制度の導入に伴い、その事業運営の安定性や投資コストの回収等に配慮し、認定の有効期間が見直された。

<sup>4</sup> 改正電波法第27条の12第3項第2号ロ

<sup>5</sup> 改正電波法第27条の12第3項第7号

ある。過去の周波数割当てにおいて、終了促進措置の実施は、開設指針において実質的に義務付けられていた。



図表 6:異なる無線システム間における終了促進措置のイメージ

プラチナバンドは、高層建築物の奥などにも届きやすく広いエリアカバーにも適するなどの特性を有しており、700/900MHz 帯の周波数再編等により、携帯電話事業者への割当てが行われている。現在の携帯電話用周波数の割当状況は、図表 7 のとおりである。

携帯電話用周波数の割当状況												
	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2GHz帯	2.3 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
<b>docomo</b>	20	30	—	30	40 東名阪のみ	40	—	40	40	200	400	840
<b>au</b>	20	30	—	20	40	40	40	—	40	200	400	830
<b>SoftBank</b>	20	—	30	20	30	40	—	40	40	100	400	720
<b>Rakuten</b>	—	—	—	—	80 (40MHzは 東名阪以外)	—	—	—	—	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	40	80	120	600	1,600	2,970

いわゆるプラチナバンド

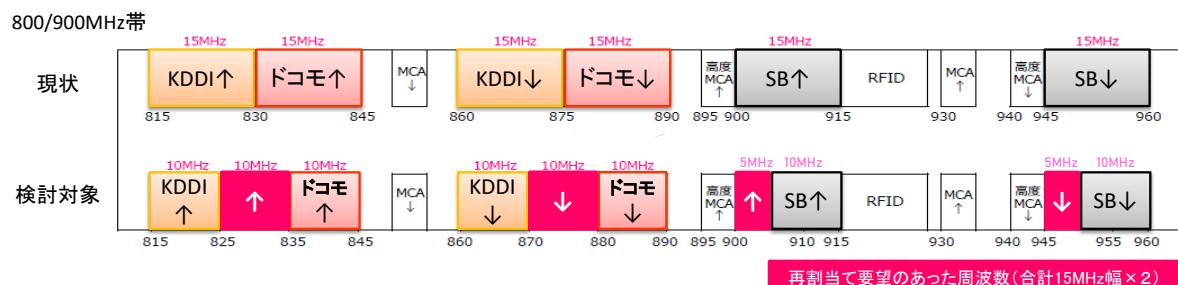
(令和4年7月時点) 単位 : MHz

図表 7:携帯電話用周波数の割当状況

楽天モバイルからは、再割当制度を活用し、NTT ドコモ、KDDI、ソフトバンクの3社が利用しているいわゆるプラチナバンドである 800MHz 帯、900MHz 帯の再割当の要望があった。要望のあった周波数配置は、

図表 8 のとおりとなるが、既存事業者から 5MHz × 2 幅ずつ、合計 15MHz × 2 幅の再割当を要望している。なお、楽天モバイルから再割当を要望のあった

周波数は、NTT ドコモ、ソフトバンクの2社の帯域については、現に3G(第3世代移動通信システム)のサービス提供で利用されている周波数であり、KDDI の帯域も 2022 年3月まで3G(第3世代移動通信システム)のサービス提供で利用されていた帯域である。



図表 8: 楽天モバイルから再割当要望のあった周波数(800MHz/900MHz 帯)

本タスクフォースは、楽天モバイルから要望のあった 800MHz 帯、900MHz 帯の周波数を既存事業者3者から 5MHz × 2 幅ずつ再割当が行われる場合をモデルケースとして、競願の申出を踏まえ、再割当審査の実施が必要と総務大臣が決定したときの手続きにおける「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について検討を行った<sup>6</sup>。

<sup>6</sup> 再割当を行うことができる場合のうち、「①電波監理審議会による有効利用評価の結果が一定の基準を満たさないとき」及び「③電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、携帯電話周波数等の再編が必要と認めるととき」における、「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等については別途検討を行うことが必要である。

## 1－2 従来の周波数再編と周波数の再割当制度の違い

携帯電話等の周波数の再割当制度は、「既存免許人の周波数の使用期限を開設指針で設定する」、「既存免許人と申出人との審査で周波数移行を決定する」などの点で、従来の周波数再編と異なる点がある(図表 9)。

**図表 9:従来の周波数再編と周波数再割当制度との相違**

	従来の周波数再編 (終了促進措置を活用するもの)	再割当制度
実施方法	✓ 利用状況調査、周波数再編アクションプランの策定等を通じて、周波数割当計画の変更により、異なるシステムから携帯電話システムへ周波数を移行。	✓ 再割当に係る開設指針を策定し、開設計画の審査を通じて、携帯電話システム(同一システム)内においてある事業者から別の事業者へ周波数を移行。
再編の判断	✓ 利用状況調査、周波数再編アクションプランの策定等を通じて、再編を判断(再編を行うことは周波数割当計画の変更時点で決定し、異なるシステム間での審査は行われない。)	✓ 再割当に係る開設計画の審査を通じて、再編を判断(審査の結果、既存事業者よりも新規事業者の方が優位となった場合に再編が決定。)
移行する無線システム	<p>✓ 携帯電話以外の無線システム(RFID、ラジオマイク、MCA、FPUなど)</p> <p>✓ 周波数の使用期限(移行期間)は周波数割当計画において設定。</p>	<p>✓ 開設計画の審査において劣位となつた事業者の携帯電話システム。</p> <p>✓ 周波数の使用期限(移行期間)は再割当に係る開設指針において設定。</p>
既存免許人の数	✓ 多数(既存の無線システムによる)	✓ 競願を行う周波数帯毎に1者
移行費用	✓ 周波数割当計画で設定された使用期限よりも前に既存無線システムの使用を終了することを前提に、終了促進措置を行うことを義務付け、開設計画の認定を受けた携帯電話事業者が全額負担。	

競願の申出による再割当において既存免許人以外の者に再割当を行う場合、従来の周波数再編と異なり、開設計画の審査で優劣の決定が行われた後に行われるものである点に十分に留意することが必要である。

## 第2章 再割当てにおける基本的な考え方

### 2-1 開設指針制定の要否の検討にあたっての考え方

競願の申出によって既存免許人以外の者に再割当てを行う際は、既存免許人と再割当てを受けた者の双方に多大な移行の負担がかかることから、移行に係る負担を上回る電波の能率的な利用が確保されることが必要である。

競願の申出が行われた際の開設指針制定の要否の決定は、「既存免許人の有効利用評価の結果」、「申出人による有効利用の程度の見込み」等を勘案して行うこととされており、申出人は、既存免許人の有効利用評価を踏まえ、一定の周波数有効利用を行うとの計画を有していることが求められる。

周波数の再割当ては、電波法の目的である「電波の公平且つ能率的な利用の確保」につながるものであることが必要であり、携帯電話用周波数全体の有効利用に資する観点から、再割当ての対象とする(開設指針を制定する)周波数、周波数幅等を決定することが必要である。

携帯電話事業者からは、既存事業者の契約者数と同者が使用しているプラチナバンドの周波数幅を基に、周波数幅と対応する契約者数の試算が提出された(図表 10)。

	20MHz幅	15MHz幅	10MHz幅	5MHz幅	3MHz幅	1.4MHz幅
契約者数	7,340万※1	5,500万	3,670万	1,830万	1,100万	510万
帯域幅	20MHz幅 × 2	15MHz幅 × 2	10MHz幅 × 2	5MHz幅 × 2	3MHz幅 × 2	1.4MHz幅 × 2

ドコモの700MHz帯+800MHz帯（3G帯域を除く）

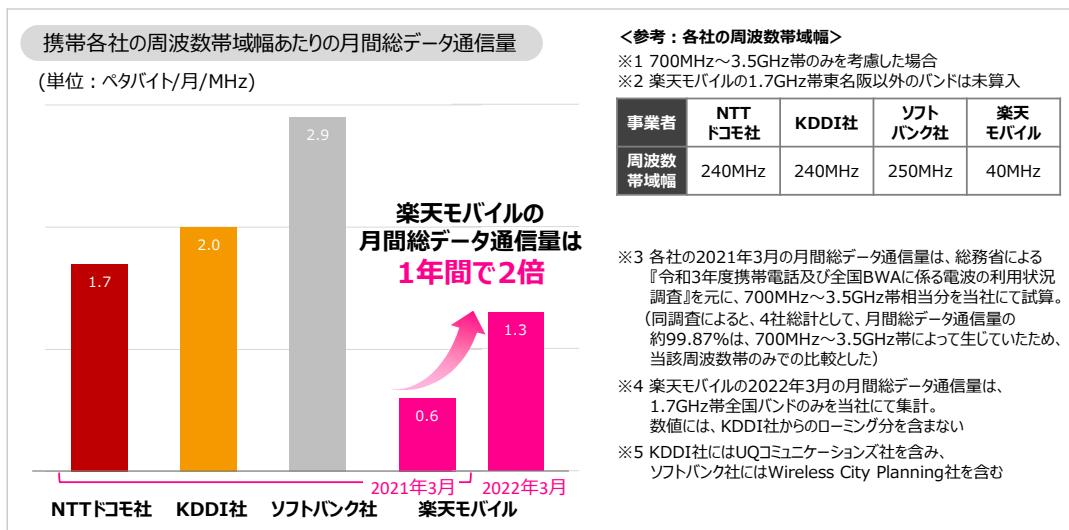
※1 2022年6月現在（3G契約を除く）

	20MHz幅	15MHz幅	10MHz幅	5MHz幅	3MHz幅	1.4MHz幅
通信速度（Mbps） (下りリンク) ※1	200	150	100	50	30	12
通信速度（Mbps） (上りリンク) ※2	75	56	37	18	11	4

図表 10: 契約者数、通信速度と周波数幅の関係  
(第 12 回 TF 資料より NTT ドコモ作成資料)

また、周波数幅あたりのトラヒック量は、携帯電話事業者によって契約者数や通信の利用状況も異なることから、携帯電話事業者間でトラヒック量の異なる状況に

ある(図表 11)。容量対策を行うためには、大量のトラヒックに対応するため、一定の周波数幅が必要となる。



図表 11:周波数帯域幅あたりの月間総トラヒック  
(第 12 回 TF 資料より 楽天モバイル作成資料)

再割当の対象とする周波数幅の決定にあたっては、申出人の契約者数やトラヒック量等を勘案することが適当である。

また、今回の改正電波法で再割当制度が導入されたことに伴い、開設計画の認定の有効期間が5年から 10 年に延長されたことを踏まえ、既存免許人による周波数の使用期間についても考慮することが必要である。

以上から開設指針制定の要否の決定にあたっては、以下の点に留意すべきである。

- 申出人による有効利用の程度の見込みが電波監理審議会による既存免許人の有効利用評価の結果と同等以上であること(例えば有効利用評価の結果が「A」の場合、申出人による有効利用の程度の見込みが「A」以上であること)。
- 再割当の対象となる周波数幅については、申出人の割当済みの周波数幅、契約者数、トラヒック量等を勘案し、必要十分な周波数幅とすること。
- 改正電波法による開設計画の認定期間が従来よりも延長されたこととの均衡を考慮し、再割当の対象とする周波数の選定にあたっては、既存免許人の使用期間及び有効利用評価の結果を踏まえること。

## 2－2 周波数移行を行う際の考え方

競願の申出による開設計画の審査によって既存免許人以外の者の開設計画が認定された後は、既存免許人は、携帯電話等の周波数全体の有効利用を図る観点から、新規認定開設者による基地局開設に協力し、早期かつ円滑な周波数移行に努めるべきである。

また、既存免許人は、再割当て対象外の周波数を使用して利用者に対してサービスを継続して提供すること、令和4年電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(図表 12)において「既存免許人の利用者に係る不利益についても十分に考慮すること」との指摘がなされていること等について、考慮することが必要である。

以上から周波数移行にあたっては、以下の点に留意することが必要である。

- 既存免許人と新規認定開設者は、相互に協力して迅速な移行及び基地局展開に努めること。
- 既存事業者の利用者に許容しがたい不利益が生じることがないよう適切な移行期間等を設定すること。
- 新規認定開設者の無線局により、既存免許人の提供するサービスに許容しがたい品質劣化が強いられることのないようにすること。

**図表 12:令和4年電波法及び放送法の一部を改正する法律案に対する附帯決議  
(抜粋)**

衆議院(令和4年4月19日)	参議院(令和4年6月2日)
政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。	政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。
一 (略)	一、(略)
二 政府は、携帯電話等の周波数の再割当に際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。	二、政府は、携帯電話等の周波数の再割当に際しては、電波の公平かつ能率的な利用を確保するとともに、現在周波数の割当てを受けている事業者の移動通信システムの利用者に係る不利益も十分に考慮すること。
三～八 (略)	三～十一 (略)

## 第3章 移行期間の考え方

### 3－1. 移行期間の基本的な考え方

#### (1) 標準的な移行期間

競願の申出を踏まえた開設計画の審査によって既存免許人以外の者の開設計画が認定された場合、既存免許人以外の者の開設計画の方が優位と判断された結果であることから、新規認定開設者の特定基地局を速やかに開設できるよう、既存免許人は、周波数の使用期限に向けて移行作業を確実に進めることが適当である。

一方、既存免許人の無線局の免許は、法的に保護される利益であることから、電波の有効利用評価の結果が極端に低いなど例外的な場合を除いて、既存免許人の免許期間よりも短い移行期間とすることは適当ではない。

また、移行期間を、再割当ての時点における免許の有効期間までとすること、又は免許の有効期間に一定期間を加えた期間とすることについては、再割当ての時期と免許期間の終期が必ずしも一致しておらず、偶然の事情によって移行期間の長短が決定されることになる。

このため、再割当ての時点から一定期間を標準的な移行期間として設定することが適当である。具体的には、電波法の免許の有効期間が5年間であり、再免許が保障されていないことを勘案すれば、再割当ての時点から5年間を標準的な移行期間とすることが適当である<sup>7</sup>。

#### (2) 標準的な移行期間を超える場合

再割当ての対象となった周波数の電波を使用する既存免許人の無線局について、計画的に移行を実施しても標準的な移行期間内(5年以内)に移行が完了する見込みがなく、かつ、移行完了前に既存無線局の使用を停止することにより既存免許人の利用者の通信環境に悪影響が生ずる場合は、移行完了予定期を勘案して、周波数の使用期限(移行期間)を決定することはやむを得ないものと考える。

---

<sup>7</sup> 再割当て対象の周波数について、有効利用評価の結果が極端に低い場合など特段の事情が明らかである場合は、当該周波数の使用実態等を勘案して、5年より短い移行期間を設定することはあり得る。

### 3－2. 標準的な移行期間を超える場合の措置

#### (1) 移行期間を設定するための措置

標準的な移行期間を超える場合、移行期間は、既存免許人の無線局の移行完了予定時を勘案して、決定することになるため、既存免許人の無線局の移行計画の内容が客観的妥当性のあるものであることが必要である。

このため、改正電波法に基づく「既存免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査<sup>8</sup>」の一環として、既存免許人に移行計画の概要等の報告を求め、その内容が「3－1(2)標準的な移行期間を超える場合」に照らして整合するときは、調査結果を勘案して5年を超える移行期間を設定することができることとするのが適当である。移行計画の妥当性を確保するため、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適当である。

#### (2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置

円滑な周波数移行を確保するためには、開設計画の審査において優位と判断された新規認定開設者による周波数利用が早期に開始できるようにすることが望ましく、既存免許人の全ての無線局が使用期限ぎりぎりまで運用を続けることは適当ではない。既存免許人は、周波数の使用を停止するための作業を順次実施し、既存免許人の無線局を漸減させていくことが必要である。

このため、以下の措置を講ずることが適当である。

##### ① 周波数の移行計画の策定・進捗管理

###### (ア) 移行計画の策定

- 既存免許人以外の者への再割当て決定後、総務省は、既存免許人に對し、開設指針で設定された周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画の内容等を踏まえた移行計画の報告を求める。
- 総務省は、既存免許人が策定した移行計画について、専門的な知見を有する者等の第三者による確認を行う。

###### (イ) 移行計画の進捗管理

- 総務省は、電波の利用状況調査の一環として、既存免許人に對し移行計画の進捗状況の報告を求める。
- 有効利用評価の一環として、電波監理審議会は、移行計画に照らして、予定通り移行計画が進んでいるかなど、移行計画の進捗状況の評価を

---

<sup>8</sup> 改正電波法第27条の12第5項及び第6項

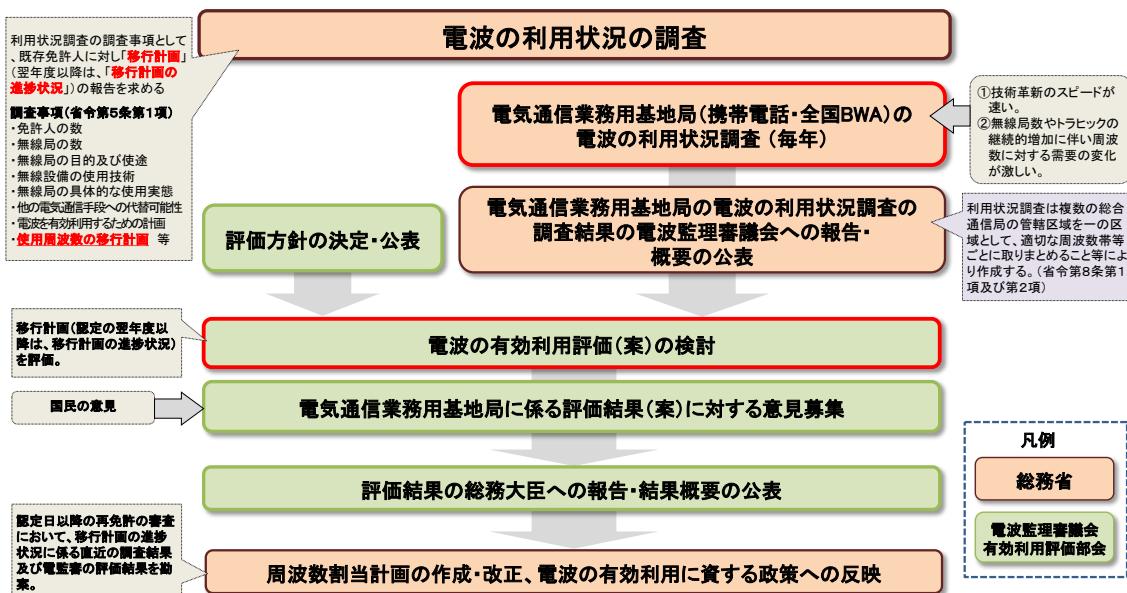
行う。

なお、移行計画については、円滑な移行を確保するため、標準的な移行期間とする場合においても策定することが必要である。

## ② 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

(ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする<sup>9</sup>。

(イ) 総務省は、既存免許人の無線局の再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。



図表 13: 電波の利用状況調査等を通じた移行計画の確実な実施

## 3 – 3. プラチナバンドにおける移行期間の基本的な考え方

### (1) プラチナバンドにおける移行期間の考え方

競願の申出を踏まえたプラチナバンドの再割当てが行われ、既存免許人以外の者に周波数が移行する場合、事業者ヒアリングによれば、既存免許人は、①レピータ交換、②基地局の増強、③基地局の受信フィルタの插入等などの作業を行うことが必要と主張している(図表 14)。なお、基地局については、基地局

<sup>9</sup> 再免許を行う時点から周波数の使用期限までの期間が2年に満たない場合は、当該期間を再免許の有効期間とする。

の設定変更を行うことで、15MHz 幅から 10MHz 幅への周波数変更を行うことが可能である。

図表 14: プラチナバンドの再割当てが行われた場合の作業

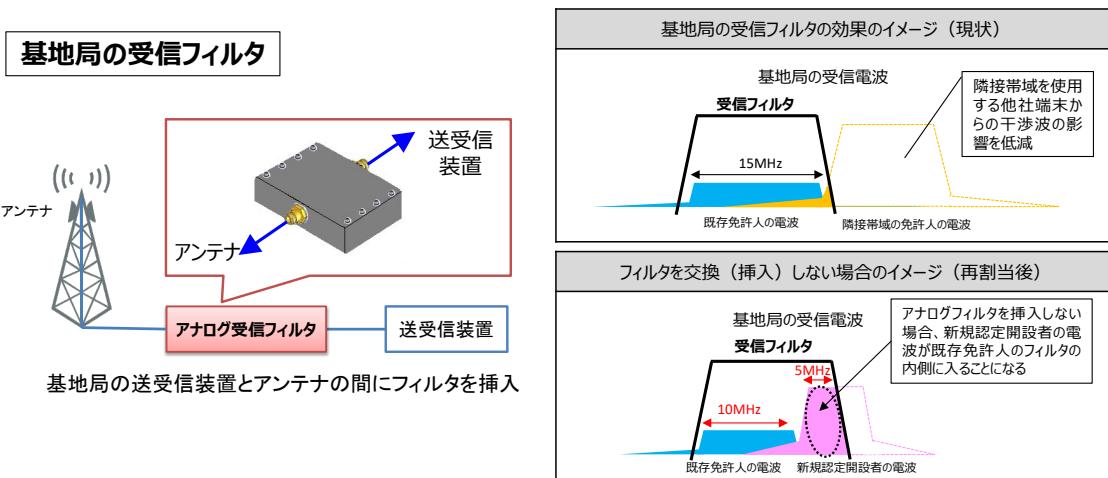
主な作業	内容
① レピータ交換	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ レピータは、基地局から受信した電波を中継して増幅する装置であり、中継する周波数は、既存免許人が使用している周波数に固定されている(図表 15)。</li> <li>✓ 既存免許人の周波数の一部が既存免許人以外の者に再割当てが行われた場合、レピータ交換を行わないと新規認定開設者の基地局の電波を中継することとなり、新規認定開設者の基地局から高い電力で電波が入力されるとレピータの動作に支障が生じる場合があるため、レピータへの交換が必要である。(新規認定開設者の基地局の電波を既存免許人のレピータが中継する場合、既存免許人が電波法違反に問われる可能性がある。)</li> </ul>
② 基地局の増強	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 既存免許人の周波数の一部が既存免許人以外の者に再割当てが行われた場合、既存免許人の周波数は 15MHz 幅から 10MHz に縮退するため、周波数縮退による通信容量の低下や同時に接続できるユーザ数が減少するため、これまで同様の通信品質を維持するためには、基地局の増設が必要である。</li> </ul>
③ 基地局の受信フィルタの挿入等	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 基地局の受信フィルタは、隣接帯域を使用する他社端末等からの干渉波の影響を低減し、通信品質を確保するための装置であり、各事業者が使用している周波数に物理的に固定されているアナログフィルタである(図表 16)。</li> <li>✓ 携帯電話事業者のポリシーによって、周波数毎にフィルタの挿入の判断を行っているが、800MHz 帯、900MHz 帯については、3事業者とも受信フィルタを全基地局に挿入している。</li> <li>✓ 既存免許人の周波数の一部が既存免許人以外の者に再割当てが行われた場合、新規認定開設者の端末の電波が既存免許人のフィルタの内側に入ることになるため、これまで同様の通信品質を確保するためには、基地局の受信フィルタを交換又は追加挿入することが必要である。</li> </ul>

### レピータ

良好な電波を引き込み増幅させることで、電波の届きにくい地域や室内的通信を確保するための装置



図表 15: レピータの概要



レピータ交換に要する作業スケジュール、期間、費用について、事業者ヒアリングの結果を図表 17 に示す。レピータは、家庭や小規模店舗等に用いられる小電力レピータ(アンテナ一体型と分離型がある)と、屋外や屋内で広範なエリアカバーを実現する高出力レピータに大別される。事業者によって展開しているレピータの局数や種類が異なるため、交換に要する期間や費用が異なっている。

**図表 17: レピータ交換作業**

種類	局数	方法	作業スケジュール	郵送交換/交換工事の工程	期間	費用
NTT ドコモ	約11.3万台	郵送	①装置開発・納入(1年) ②郵送交換(6.6年)(1.7万台/年)	①お客様へのご案内(手紙・電話等) ②新装置の発送、③旧装置の回収	7年程度	約150億円
	約6.7万台 ※個人宅等	工事	①装置開発・納入(1年) ②交換工事(6.7年)(1万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	7年程度	
	約2,500台 ※商業施設等	工事	①装置開発・納入(1年)/作業員確保(2年) ②交換工事(3年、0.1万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	5年程度	
	高出力 約5,500台	工事	①装置開発(アンテナ以外)・納入(1年)/作業員確保(2年) ②交換工事(3年、0.2万台/年)	①日程調整、②事前測定、③交換作業※アンテナ交換は不要、④事後測定	5年程度	
KDDI	小電力 約5万台	郵送	①装置開発(1年)、②納入(0.5年) ③郵送交換(2年、2.5万台/年)	①お客様へのご案内(手紙等) ②お客様への電話連絡 ③新装置の発送、④旧装置の回収	3.5年	約257億円
	約19万台	工事	①装置開発(1年)、②納入(0.5年) ③交換工事(8.5年、22,400台/年※1)	①日程調整、②事前測定 ③交換作業、④事後測定	10年	
	高出力 6,669台	工事	①フィルタ開発(0.25年)、②納入(0.25年)、③交換工事(1.5年、0.5万台/年)	①日程調整、②事前測定 ③フィルタ挿入工事、④事後測定	2年	
ソフト バンク	小電力 約100台	郵送	①装置開発(0.5年) ②納入(0.5年)、③郵送交換(1年) ※納入期間は他の工程と重複 ※旧装置の回収が終わるまで作業完了せず(※2)	①お客様へのご案内(手紙・電話等) ②新装置の発送、③旧装置の回収	2年程度	約50億円
	約3.1万台	工事 (訪問)	①装置開発(1年)、②納入(0.5~1年) ③交換工事:5年弱(7,000件/年) ※納入期間は他の工程と重複	①日程調整、②事前測定 ③交換作業(2.5万台)/ソフトウェア更新作業(6千台)、④事後測定	6年程度	
	高出力 176台	工事	①フィルタ開発(1年) ②納入(0.5~1年) ③交換工事:1年内 ※納入期間は他の工程と重複 ※交換工事は基地局工事と同じ要員で対応するため、1年内の完了を保証するものではない	①日程調整、②事前測定 ③フィルタ挿入工事、④事後測定	2年程度	

※1 過去実績(18,000台/年)の1.2倍の体制、※2 郵送対応の場合、新装置到着後も電源投入等により旧装置が動作してしまうため、全装置の回収確認が必要。

プラチナバンドの再割当てが行われた場合の作業のうち、新規認定開設者による基地局の開設に必須であるレピータ交換について、「3-1(2)標準的な移行期間を超える場合」に照らして整合するときは、レピータ交換に要する作業期間を勘案して、移行期間を設定することが適当である。

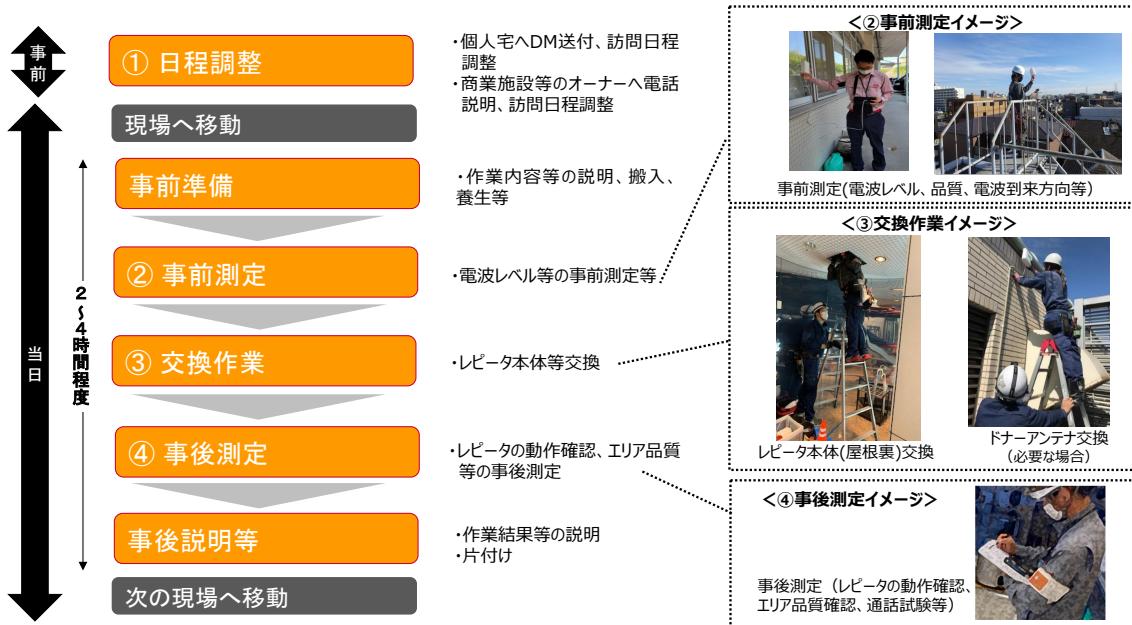
具体的には、改正電波法に基づく「既存免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査」の一環として、既存免許人に対して、レピータの使用実態、レピータの移行計画の概要等の報告を求め、既存免許人から提出されたレピータの移行計画が標準的な作業工程(図表 18～図表 20)に基づいて算定されており、「3-1(2)標準的な移行期間を超える場合」に照らして整合するときは、調査結果を勘案して5年を超える移行期間を設定することができるとすることが適当である。なお、移行計画の妥当性については、専門的な知見を有する者等の第三者による確認も併せて行うことが適当である。

- ✓ 一体型の小電力レピータの郵送交換については、お客様への連絡、旧装置の回収作業を確実に行うことが必要。
- ✓ 【標準的な作業工程】1台のレピータ交換に係るオペレータ稼働は、概ね1～1.5人時/台。



図表 18: 小電力レピータ(一体型・郵送)の作業工程

- ✓ ドナーアンテナが本体から分離している分離型の小電力レピータについては、訪問による交換工事が必要。
- ✓ 【標準的な作業工程】概ね1班2~3人、1班あたり2~3件/日の工事。



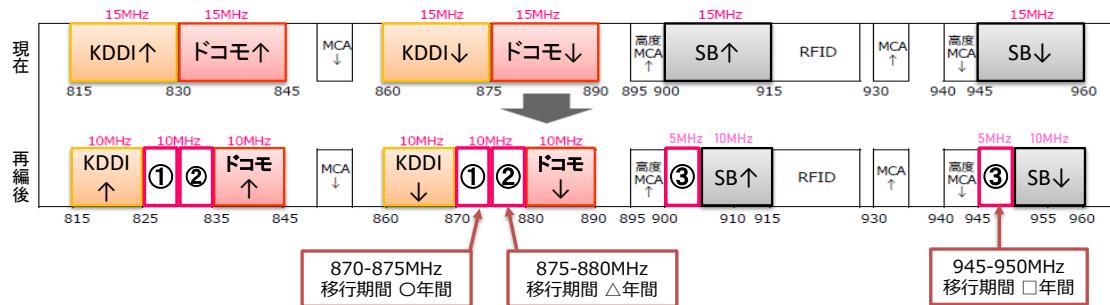
図表 19: 小電力レピータ(分離型)の作業工程

- ✓ 高出力レピータについては、現地における交換等工事が必要。
- ✓ 【標準的な作業工程】概ね1班3~5人で、1班あたり1~2件/日の工事。



図表 20: 高出力レピータの作業工程

なお、免許人によってレピータの使用実態等が異なるため、複数の免許人が使用している周波数を対象とした開設指針を策定する場合、既存免許人ごとに移行期間を設定することが適当である(図表 21)。



図表 21: プラチナバンドの再割当てにおける移行期間の設定イメージ

## (2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置

プラチナバンドの移行期間が標準的な移行期間を超える場合、「3-2. (2) 既存免許人による周波数移行を確実に実施するため措置」を踏まえ、以下の措置を講ずることが適当である。

### ① 周波数の移行計画の策定・進捗管理

#### (ア) 移行計画の策定

- 既存免許人以外の者への再割当て決定後、総務省は、既存免許人に対し、開設指針で設定された周波数の使用期限、新規認定開設者の開設計画の内容等を踏まえた移行計画(開設指針制定前に策定する移行計画よりも詳細なレピータ交換等の計画)の報告を求める。
- 総務省は、既存免許人が策定した移行計画について、専門的な知見を有する者等の第三者による確認を行う。

#### (イ) 移行計画の進捗管理

- 総務省は、電波の利用状況調査の一環として、既存免許人に対し移行計画の進捗状況の報告を求める。
- 有効利用評価の一環として、電波監理審議会は、移行計画に照らして、予定通り移行計画が進んでいるかなど、移行計画の進捗状況の評価を行う。

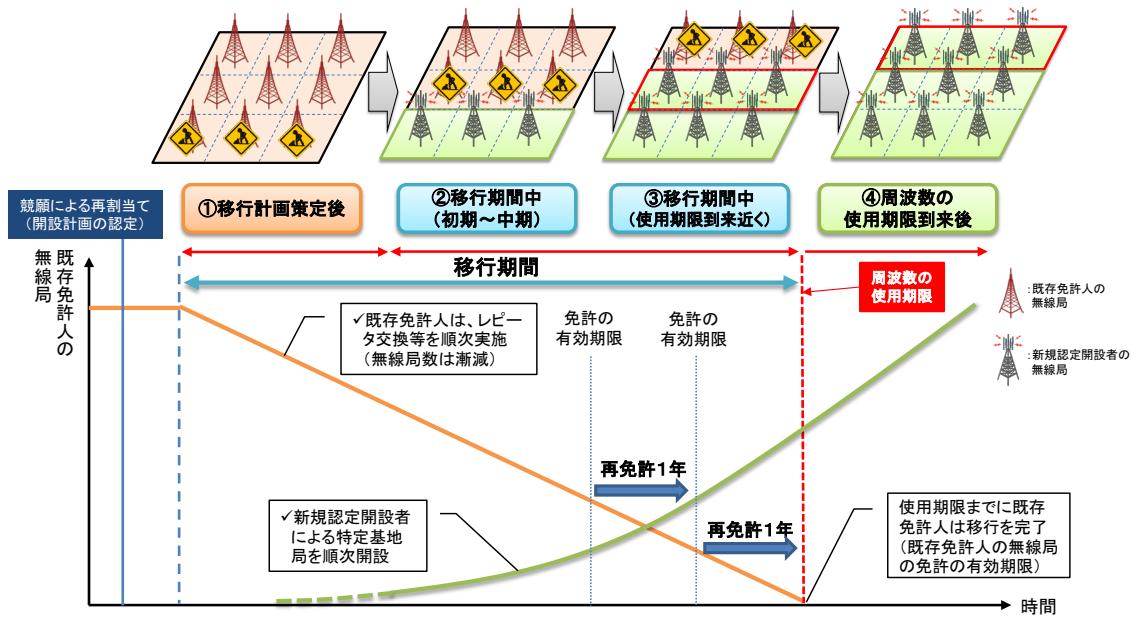
### ② 移行期間中の既存免許人の無線局の再免許

- (ア) 認定日以降の既存免許人の無線局の再免許の有効期間を1年とする<sup>10</sup>。
- (イ) 総務省は、既存免許人の無線局の再免許の審査の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案する。

## (3) 競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行

図表 22 に、標準的な移行期間を超える場合における競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行のイメージを示す。オレンジ色のラインは、既存免許人による無線局の数を示したものであり、周波数の使用期限までに確実に無線局数を漸減させることが求められる。グリーンのラインは、新規認定開設者による特定基地局の数を示しているが、新規認定開設者は、開設可能となったエリアから順次基地局を開設することが可能となる。

<sup>10</sup> 再免許を行う時点から周波数の使用期限までの期間が2年に満たない場合は、当該期間を再免許の有効期間とする。



図表 22:競願の申出によるプラチナバンドの周波数移行のイメージ  
(標準的な移行期間を超える場合)

## 第4章 移行費用と負担の在り方

### 4－1. 移行費用の負担の基本的な考え方

#### (1) 費用負担の基本的な考え方

電波法は、再免許の付与を保障しておらず、免許の有効期限が到来し、再免許を受けることができなければ、既存免許人自らの負担で周波数の使用を停止しなければならない。

再割当制度においては、無線局免許の有効期間内に、国による周波数変更命令等の対象になった免許人に対しては、「通常生ずべき損失」の補償を行うこととされている<sup>11</sup>が、無線局免許の有効期間の満了日以降の日が周波数の使用期限として設定された場合は、既存免許人の負担で電波の使用を停止することとされている。

このため、申出人に再割当てが行われたことにより、既存免許人の周波数の使用を停止するための費用(移行費用)については、既存免許人の負担を原則とすることが適当である。

#### (2) 終了促進措置の活用

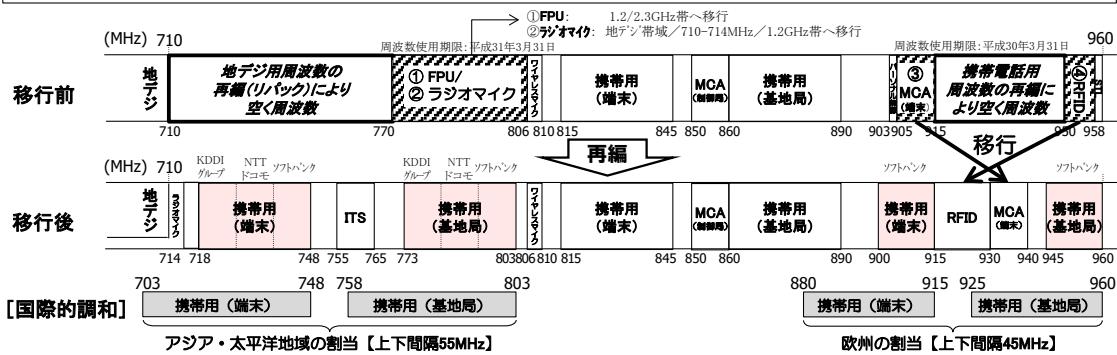
終了促進措置は、周波数の使用期限が設定された既存無線局の免許人に対し、早期の周波数移行を促すためのインセンティブとして、既存免許人及び認定開設者という私人間の合意をベースに、周波数移行に要する一定の費用を認定開設者に負担させることを可能とするものである。

過去の 700MHz/900MHz 帯、1.7GHz/3.4GHz 帯の周波数割当てでは、既存無線局の周波数移行に必要な費用に充てる資金を調達できることを開設指針の「絶対審査基準」とし、認定開設者に終了促進措置の実施を実質的に義務付けていた。

---

<sup>11</sup> 改正電波法第 76 条の3第2項

700/900MHz帯において、諸外国の周波数割当と調和した携帯電話用周波数を最大限確保するため、MCA、RFID等の既存システムの周波数移行を行い、携帯電話事業者に割当て。



図表 23: 700/900MHz 帯の周波数割当て(平成 23 年、24 年度)

#### ■移行対象のシステムの概要

システム名	システムの概要	主な利用者
① FPU 700MHz帯	報道、スポーツ中継など放送事業で使用される可搬型システム。	NHK、民間放送事業者
② ラジオマイク 900MHz帯	各種興行やスタジオ等において、音声・音響等を伝送するためのワイヤレスマイクシステム。	NHK、民間放送事業者、劇場等の興行者
③ MCA	同報(一斉指令)機能やグループ通信機能等を有する自営系移動通信システム。陸上運輸、防災行政無線、タグ等の分野で使用。	運送事業者、地方公共団体等
④ RFID	個体識別情報を近距離の無線通信によってやりとりするシステム(電子タグ)。物流等に用いられる。	物流関係事業者等

900MHz帯は、平成24年3月1日に、ソフトバンクモバイル(現:ソフトバンク)の基地局開設計画を認定(平成24年7月から一部サービス開始)  
 700MHz帯は、平成24年6月28日に、KDDI及び沖縄セルラー電話、NTTドコモ、イー・アクセス(現:ソフトバンク)の基地局開設計画を認定  
 (平成27年5月から一部サービス開始)

#### 終了促進措置の位置付け

- 700MHz帯・900MHz帯の周波数再編では、開設指針において、既存無線局の周波数移行に最低限必要な費用（移行費用）に充てる資金を調達できることができることが絶対審査基準とした。  
 ⇒終了促進措置の実質的な義務付け

図表 24: 700/900MHz 帯の周波数移行

競願の申出による周波数移行は、開設計画の審査の結果、既存免許人以外の者の開設計画が認定された場合に実施されるものであり、また、終了促進措置は、本来的に当事者間の合意をベースに任意で行われるものであることを踏まえると、競願の申出による周波数移行において、新規認定開設者に終了促進措置の実施を義務付けることは適当ではなく、終了促進措置の活用は任意とすることが適当である。

## 4－2. プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方

プラチナバンドの再割当てが行われた場合に既存免許人に発生する以下の作業に関する費用負担については、4－1の考え方を踏まえて、それぞれ以下のとおりとすることが適当である<sup>12</sup>。

### (1) レピータ交換

既存免許人の負担を原則とする。ただし、レピータ交換は新規認定開設者の基地局開設に必須の作業であることから、新規認定開設者の希望により、既存免許人に対して移行計画外の工事を求める場合は、終了促進措置を活用し、新規認定開設者がレピータ交換費用を負担することが適当である。

### (2) 基地局の増強

既存免許人の負担を原則とする。また、既存免許人の基地局増強に係る費用は、既存免許人の使用する周波数帯幅の縮減に起因する影響の緩和のために要する容量対策、エリア・品質維持のための費用であり、他周波数を活用する対応も可能であり、本来的には事業者の自助努力により対応すべきものであることから、終了促進措置の対象外とすることが適当である。

なお、楽天モバイルが提案している既存事業者の周波数は、現に3G(第3世代移動通信システム)で利用されている又は最近まで3Gで利用されていた周波数であり、当該帯域が縮退されても既存免許人の多数を占める4G(第4世代移動通信システム)の利用者に対して、直ちに影響が出るものではないと考えられる。

### (3) 基地局の受信フィルタの挿入等

競願の申出による開設計画の審査の結果、既存免許人の周波数の一部が新規認定開設者に再割当てが行われ、受信フィルタの挿入等を行わなかった場合の影響について、事業者間で受信フィルタの挿入等の要否について意見が分かれたため、既存免許人による実機検証を行った。

実機検証の結果、既存免許人の基地局の近傍に位置する新規認定開設者の端末から一定強度の電波が発射される場合において、既存免許人の利用者の端末で音声通話ができなくなる場合を回避できるなど、基地局の受信フィルタに

---

<sup>12</sup> 移行費用の負担について、「4－2. プラチナバンドにおける移行費用の負担の考え方」によらずに、既存免許人と新規認定開設者の間で別に合意できるのであれば、その実施を妨げるものではない。

通信品質を向上させる一定の効果があることを確認できた。

ただし、既存免許人の無線局への影響は、①新規認定開設者の端末から発射される電波に起因するものであることから、新規認定開設者の端末が既存免許人の基地局から遠ざかる、端末の出力が低減する（通信が終了する）、既存免許人の基地局と端末の間に障害物が入る、などにより影響の程度は緩和されることとなること。②新規認定開設者の基地局が稠密に設置されれば、新規認定開設者の端末が高出力で電波を発射するケースは減少していくことも明らかになった。

このため、基地局の受信フィルタは、通信品質を向上させる一定の効果があると認められるものの、基地局の受信フィルタの挿入等を行わないことにより、既存免許人の無線局の運用が継続的に阻害されるとは言えないと考えられる。

また、フィルタの挿入の有無は、電波法に基づく技術基準に規定されておらず、携帯電話事業者が各社のポリシーの下に周波数毎に判断を行っているものである（プラチナバンド以外では、基地局の受信フィルタを挿入していない周波数があり、当該周波数においては、現に隣接帯域を使用する他事業者の端末からの影響を受容している状況にある。）。

以上から基地局の受信フィルタの挿入等は、既存免許人の負担を原則とし、新規認定開設者の基地局開設に必須の作業とは言えないことから、終了促進措置の対象外とすることが適当である。

なお、既存免許人は、新規認定開設者の特定基地局の開設により、既存免許人の利用者に許容しがたい影響が生じると考える既存免許人の基地局については、新規認定開設者の特定基地局が開設される前に、受信フィルタの挿入等の作業を完了させることが適当である。このため、新規認定開設者は、既存免許人に対し、特定基地局の開設に係る開設計画の内容を提供するとともに、開設計画の内容に変更等が生じた場合は、既存免許人による受信フィルタ挿入等の作業に影響を及ぼさないよう、変更内容についても適時情報提供を行うことが適当である。

## 第5章 その他留意事項

第3章及び第4章では、再割当て要望のあったプラチナバンドを念頭に、競願の申出が行われ開設指針を制定することが決定した場合の「移行期間」、「移行費用の負担の在り方」等について検討を行った。これらの検討を通じて、今後、競願による再割当制度の運用にあたって留意すべきと考えられる事項を示す。

### 5－1 周波数移行の円滑な実施に対応できる無線設備の普及促進

プラチナバンドで使用されている小電力レピータは、対応周波数が物理的に固定されていることから、再割当てによる周波数移行の際に郵送や訪問工事などのハードウェアの交換作業が必要となり、開設されている小電力レピータの数によっては、標準的な移行期間を超える移行期間の設定が必要となることが想定される。

近年、ソフトウェアの設定変更やソフトウェア更新のみで対応周波数を変更できる機能を持つ無線設備が登場していることから、将来の周波数移行の早期かつ円滑な実施が可能となるよう、総務省は、ハードウェア交換を必要とせずソフトウェアによる設定等で対応周波数を変更することが可能な無線設備の導入促進を検討すべきである。

### 5－2 国家戦略の推進と確実な周波数移行の確保の両立

再割当てによってプラチナバンドの周波数移行が行われる場合、既存免許人は自ら策定した移行計画を確実に進めていくこととなる。一方、既存免許人は、5G 展開等に係る「デジタル田園都市国家インフラ整備計画<sup>13</sup>(令和4年3月総務省)」等の国家戦略実現に向けて5G 基地局の整備等の取り組みを進めている状況にあることから、再割当てに係る移行計画を実施する場合は、当該計画に従って周波数移行を確実に進めるとともに、国家戦略実現に向けた取組に遅れが生じないように留意すべきである。

---

<sup>13</sup> デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、5G に係る整備目標として、2030 年度末までに全国・各都道府県 99% (合計 60 万局) 等を設定。

## 5G整備

### 整備方針

➤ 2段階戦略で、世界最高水準の5G環境の実現を目指す

第1フェーズ：5G基盤【4G、5G親局】を全国整備

第2フェーズ：子局（基地局）を地方展開し、エリアカバーを全国で拡大

\* 当面の目標としていた「2023年度末までに人口カバー率9割」を上積みし、更なる目標を設定



① 全ての国民が4Gを利用可能な状態を実現（2023年度末までに、全居住エリアをカバー） \* 4Gエリア外人口 2020年度末0.8万人→2023年度末0人

② ニーズのあるほぼ全てのエリアに、5G展開の基盤となる親局（高度特定基地局）の全国展開を実現

➤ 5G基盤展開率※1：2023年度末98%（2020年度末実績：16.5%）

③ 5G人口カバー率※2

※1 10km四方エリア（全国に約4500）の親局（高度特定基地局）の整備割合

[2023年度末]

全国95%（2020年度末実績：30%台）

全市区町村に5G基地局を整備（合計28万局）

[2025年度末]

全国97%

各都道府県90%程度以上（合計30万局）

[2030年度末]

全国・各都道府県99%（合計60万局）

※2 500m四方エリア（人口のあるエリアは全国に約47万）のうち、5G通信ができるエリアの人口を総人口で除した割合。

注：数値目標は4者重ね合わせにより達成する数値。

今後の周波数移行等により変更があり得る。

図表 25:デジタル田園都市国家インフラ整備計画(概要)より抜粋

このため、競願の申出を踏まえた開設指針が制定され既存免許人以外の者の開設計画が認定された場合、既存免許人は、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の5G展開に係る国家戦略の目標達成に向けた取組を推進することを前提としつつ、再割当てに係る移行をできるだけ早期にかつ確実に進めることができ可能な計画を策定することが必要である。

### 5－3 新たな携帯電話用周波数の確保に向けた更なる取組

タスクフォースで行った事業者ヒアリングにおいて、プラチナバンドの再割当が行われ既存免許人以外の者に周波数が移行する場合、プラチナバンドは、既存免許人が稠密に無線局を開設していることから、レピータ交換や基地局の受信フィルタの挿入等の作業に、多大な時間と費用等が必要になるとの説明があった（図表 26）。

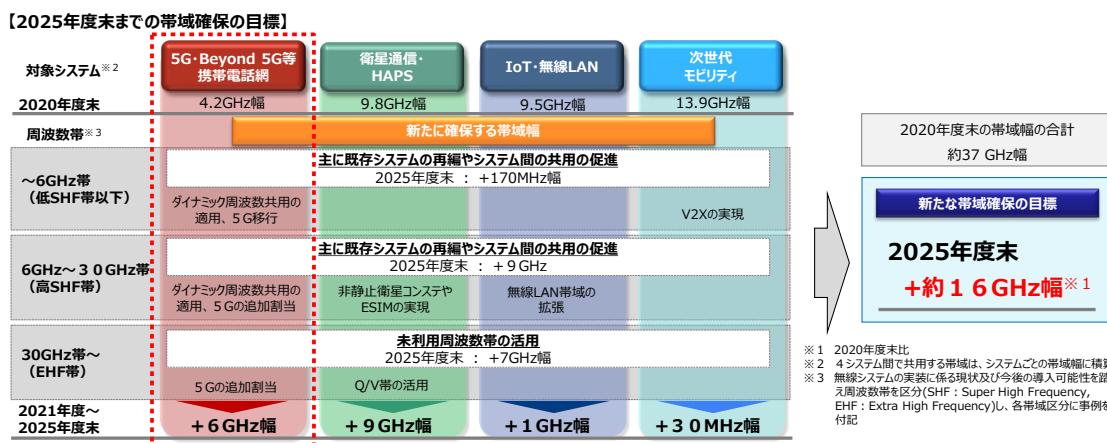
**図表 26: プラチナバンドの再割当てに係る作業と費用  
(事業者ヒアリング説明資料を基に事務局で取りまとめ)**

作業内容	NTT ドコモ	KDDI	ソフトバンク
レピータ交換	約 150 億円	約 292 億円	約 50 億円
基地局の増強	約 500 億円	約 150 億円	約 200 億円
フィルタ挿入	約 500 億円	約 620 億円	約 500 億円
合計	約 1,150 億円	約 1,062 億円	約 750 億円

周波数移行に係る作業に必要となる具体的な期間等については、競願の申出が行われた後に、既存免許人等への調査を通じて明らかにすることとなるが、開設されている無線局数が多い事実があることから、プラチナバンドの周波数移行を行う場合、一定の時間と費用等が生じることが想定される。

再割当では電波の有効利用を促進する観点から有効な方策であるが、国民生活に不可欠なインフラである携帯電話システムの増大する周波数需要に対応する取組みもあわせて講じることが必要不可欠である。

周波数再編アクションプラン(令和4年度版)(案)において、2025 年度末までの目標として、4.9GHz 帯、26GHz 帯、40GHz 帯などの 6GHz 幅を新たに携帯電話用に割り当てるなどを掲げているが、総務省は、携帯電話が多くの国民が利用している周波数利用効率の高い無線システムであることを踏まえ、周波数再編アクションプランに掲げられた周波数に限らず、携帯電話用周波数の更なる確保に向けた検討を進めることが必要である。



**図表 27: 2025 年度末までの帯域確保の目標**

# 「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」 運営方針

## 1 開催趣旨

本TFは、「デジタル変革時代の電波政策懇談会 移動通信システム等制度ワーキンググループ」(以下「WG」という。)の下に開催され、周波数の再割当てを行う場合の個別課題等について検討を行うことを目的とする。

## 2 検討事項

- (1) 再割当てに係る移行期間
- (2) 再割当てに係る移行費用の負担の在り方
- (3) その他

## 3 構成及び運営

- (1) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) TFに、主任及び主任代理を置く。
- (3) 主任は、WG主査が指名し、主任代理は主任が指名する。
- (4) 主任は、TFを招集し、主宰する。
- (5) 懇談会座長及びWG主査は、必要に応じて、本TFに出席することができる。
- (6) 主任は、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。
- (7) 主任代理は、主任を補佐し、主任不在のときは、主任に代わってTFを招集し、主宰する。
- (8) その他、TFの運営に必要な事項は、主任が定める。

## 4 議事の公開

- (1) TFは、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主任が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) TFで使用した資料については、原則として、総務省のホームページに掲載し公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他主任が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) TFの会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

## 5 開催期間

令和4年2月から開催する。

## 6 庶務

総合通信基盤局電波部電波政策課及び移動通信課において行う。

**「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」  
構成員 一覧**

(敬称略、主任及び主任代理を除き五十音順)

(主任) 相田 仁 東京大学大学院 工学系研究科 教授

(主任代理) 三瓶 政一 大阪大学大学院工学研究科 教授

栗田 昌裕 名古屋大学 法学部 教授

猿渡 俊介 大阪大学大学院情報科学研究科 准教授

関口 博正 神奈川大学 経営学部 国際経営学科 教授

中島 美香 中央大学 国際情報学部 准教授

松村 武 NICT ネットワーク研究所ワイヤレスシステム研究室長

山郷 琢也 弁護士(TMI 総合法律事務所)

(オブザーバー)

株式会社 NTT ドコモ

KDDI 株式会社

ソフトバンク株式会社

楽天モバイル株式会社

UQ コミュニケーションズ株式会社

Wireless City Planning 株式会社

## 検討の経緯

会合	日程	主な議題
第1回 【非公開】	令和4年2月 17 日	<b>【事務局資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討の背景、検討事項、事業者ヒアリングの進め方</li> </ul>
第2回 【非公開】	令和4年3月 10 日	<b>【プレゼンテーション】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社 NTT ドコモ</li> <li>・ KDDI 株式会社</li> <li>・ ソフトバンク株式会社</li> </ul>
第3回 【非公開】	令和4年3月 24 日	<b>【プレゼンテーション】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽天モバイル株式会社</li> </ul>
第4回 【非公開】	令和4年4月 7 日	<b>【プレゼンテーション】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 株式会社 NTT ドコモ</li> <li>・ KDDI 株式会社</li> <li>・ ソフトバンク株式会社</li> <li>・ 楽天モバイル株式会社</li> </ul>
第5回 【非公開】	令和4年5月 16 日	<b>【事務局・構成員資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一次とりまとめ骨子、移行期間等の考え方</li> </ul>
第6回 【非公開】	令和4年5月 30 日	<b>【事務局資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基地局へのフィルタ挿入に関する検討</li> </ul>
第7回 【非公開】	令和4年6月 13 日	<b>【事務局・構成員資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議論のとりまとめに向けた考え方、フィルタ挿入に関する技術検討</li> </ul>
第8回 【非公開】	令和4年6月 27 日	<b>【事務局資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議論のとりまとめ概要</li> </ul>
第9回 【非公開】	令和4年8月 2 日	<b>【事務局資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ フィルタの影響に関する実機検証の実施方法</li> </ul>
第 10 回	令和4年8月 30 日	<b>【事務局資料】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検討の経緯等について</li> </ul> <b>【プレゼンテーション】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 楽天モバイル株式会社</li> <li>・ 株式会社 NTT ドコモ</li> <li>・ KDDI 株式会社</li> <li>・ ソフトバンク株式会社</li> </ul>
第 11 回	令和4年9月 12 日	<b>【事務局資料】</b>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・構成員等からの質問と回答</li> </ul>
第12回	令和4年9月26日	<p>【事務局資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・追加質問への回答</li> <li>・論点整理(案)</li> </ul> <p>【プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・楽天モバイル株式会社</li> </ul>
第13回 【非公開】	令和4年10月13日	<p>【事務局資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論点整理(案)</li> </ul>
第14回	令和4年10月21日	<p>【事務局資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基地局の受信フィルタについて</li> </ul> <p>【プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社NTTドコモ</li> <li>・KDDI株式会社</li> <li>・ソフトバンク株式会社</li> </ul>
第15回	令和4年11月8日	<p>【事務局資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・取りまとめについて</li> </ul>